

## 動物質原料運搬業許可 審査基準

### 【事務の根拠、申請事項等】

動物質原料の運搬等に関する条例（以下「条例」という。） 第三条

業として動物質原料を運搬しようとする者は、次の事項を記載した申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

- 一 住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名)
- 二 運搬する動物質原料の種類及び一日の最大運搬数量
- 三 動物質原料の主たる収集先及び運搬先
- 四 使用する運搬容器の種類、容量及び数並びに運搬用具の種類、積載量及び数
- 五 動物質原料の運搬目的
- 六 運搬容器及び運搬用具の洗浄設備及び格納設備の位置、面積、構造
- 七 前各号のほか、東京都規則で定める事項

動物質原料の運搬等に関する条例施行規則（以下「規則」という。） 第一条

条例の規定によるそれぞれの申請書及び届書は、運搬容器の格納設備の所在地が市町村（八王子市及び町田市を除く。）の区域に存する場合にあつては当該市町村の区域を管轄する保健所長に、東京都の区域外に存する場合にあつては最寄りの市町村の区域を管轄する保健所長に提出しなければならない。

### 【申請書様式】

規則 第二条

条例第三条の動物質原料の運搬業の許可を受けようとする者は、別記第一号様式による申請書に、運搬容器及び運搬用具の洗浄設備及び格納設備の平面図及び見取図並びに定款及び登記事項証明書(法人に限る。)を添えて、提出しなければならない。

第1号様式(第2条関係)

(表)

	年 月 日
東京都知事 殿	
申請者 住 所 氏 名 生年月日 年 月 日生 { 法人の場合は、その所在地、名称 } { 及び代表者の職氏名 }	
動物質原料運搬業許可申請書	
下記のとおり動物質原料運搬業の許可を受けたいので、動物質原料の運搬等に関する条例第3条の規定により申請します。	
記	
1 運搬する動物質原料の種類及び1日の最大運搬数量	
種 類	1 日 の 最 大 運 搬 数 量
原 皮(生皮を除く。)	キログラム
原 皮(生皮に限る。)	キログラム
獣骨 { スープを採取した後の } { 獣骨を除く。 }	キログラム
獣骨 { スープを採取した後の } { 獣骨に限る。 }	キログラム
血 液	リットル
魚 腸 骨	キログラム
その他( )	
2 動物質原料の主たる収集先及び運搬先並びに運搬目的	
(1) 収集先	
(2) 運搬先	
(3) 運搬目的	
化製場 養鶏場・養豚場 その他( )	} へ売却する。 } で処理する。

(日本産業規格A列4番)

(裏)

3 使用する運搬容器の種類、容量及び個数

運 搬 容 器 の 種 類		容 量 (立方メートル)	個 数
容 器 の 形 態	用 材		

4 使用する運搬用具の種類、積載量及び台数

運 搬 用 具 の 種 類	積 載 量(トン)	台 数

5 運搬容器及び運搬用具の洗浄設備及び格納設備の位置、面積及び構造  
別紙のとおり